

V層 地山。

I～IV層は、昭和四十九年度の調査でも認められた(本誌第27号)が、このたび、その性格の一部が明らかとなった。旧地表が確認され、それより上のI・II層は盛土であることが判った。なお、III層は、IV層の一部と考えることもできる。

出土遺物は、土師器・須恵器・陶器・瓦など三六点である。いずれもII層中から出土し、他所から運ばれてきたものである。

土師器(第19図1～3) 甕または鍋と思われる破片である。内面刷毛・外面撫でのもの、両面刷毛のものなどがある。前回の調査でも同種のものが出土している。ほかに、皿または坏の底部らしいものがある。須恵器(第19図4) 甕と思われる口縁部片。内外面に自然釉がかかる。外面に櫛描き列点文を配する。

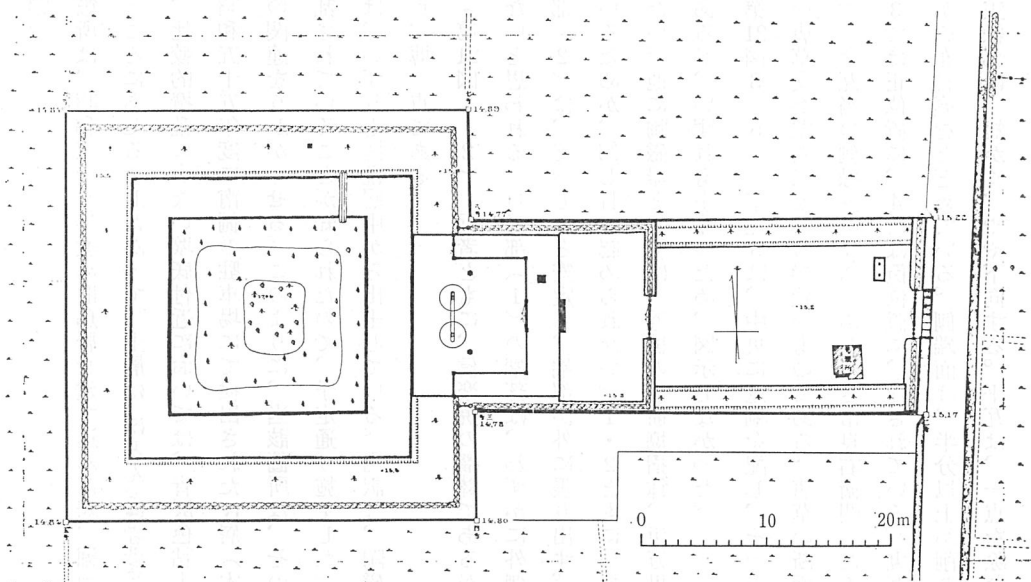
陶器 鉄釉を施した炝器質の破片がある。

瓦(第19図5) 布目のある平瓦。

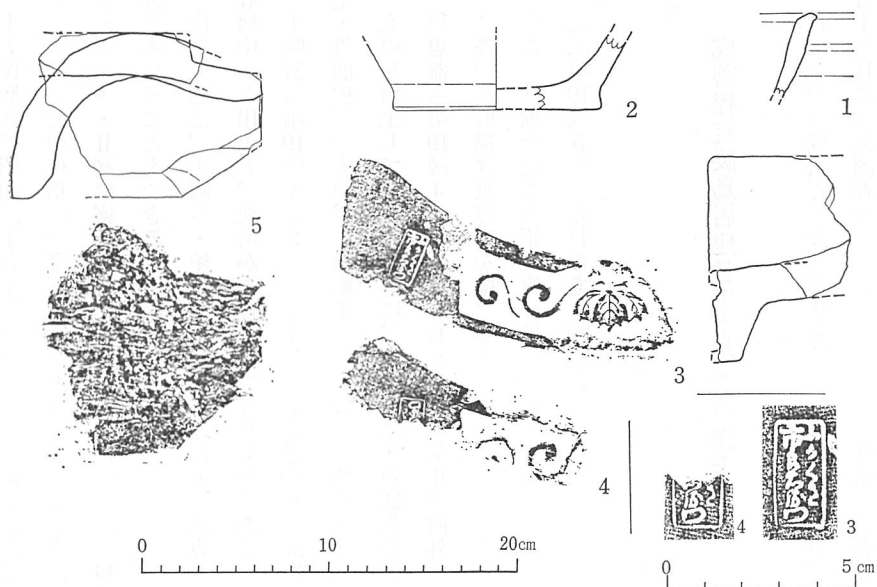
(笠野 毅)

成菩提院陵鳥居建替工事箇所調査

白河天皇の成菩提院陵の鳥居を建て替えるにあたり、昭和五十七年九月十一日に立会調査を実施した。掘削は、鳥居の南北の柱の周囲を、それぞれ一メートル四方、深さ一・六メートル、手掘りによって行なった。



第20図 成菩提院陵調査箇所位置(○印部分) (1/600)



第21図 成菩提院陵の出土品 (1/4)

(第20図)。

当該箇所は、昭和三十八年度に旧鳥居を建て込んだ際、掘削し、埋め戻したところにあたる。したがって、土層は、ほとんど攪乱されていた。ただし、比較的攪乱の少ない墳底付近においては、青灰色粘土層が検出され、昭和五十五年度に南側の駐車場にて検出されたIV層（本誌33号参照）との関連をうかがわせる。このように、当該箇所は、そのほとんどが、攪乱されていることが知られたので、予定通り施工した。

遺物は、いずれも攪乱層中から出土している。内訳は、陶磁器五点、瓦一四点、埴一点である。

陶器（第21図1・2） 両者ともに、信楽焼の擂鉢であるが、同一個体ではないと思われる。口縁部（1）の端部は、わずかに外側に突出する。底部（2）は、どっしりと安定し、端部が外に張り出す。内面は磨耗しているためか、卸し目は認められない。1・2ともに、施釉はなされていない。他に陶磁器としては、近世の備前焼摺鉢、伊万里染付四方浅鉢があるが、いずれも小片のため、図示しなかった。

瓦（第21図3～5） 宇瓦3は、中央に鬼桐を配し、その上位から、巴文状の唐草文が左右二転する形状のものである。唐草の断面は、三角形を呈する。瓦当の側縁は広く、「ふかくさ市良右衛門」なる瓦屋の刻印が、3では正位置に、4では倒位置に、なされている。丸瓦5は、凹面に細かい布目痕をとどめている。側端面は、半分以上が削り取られている。玉縁部は、短かく、やや下向する。平瓦は、一点を除き、両面と

も撫によって仕上げられている。平瓦の一部に、須恵質の焼成を示すものがあるが、ほとんどが、表面を黒灰色に焼した瓦質のものである。他に瓦質の磚の小片がある。厚さ三・五センチを測る。

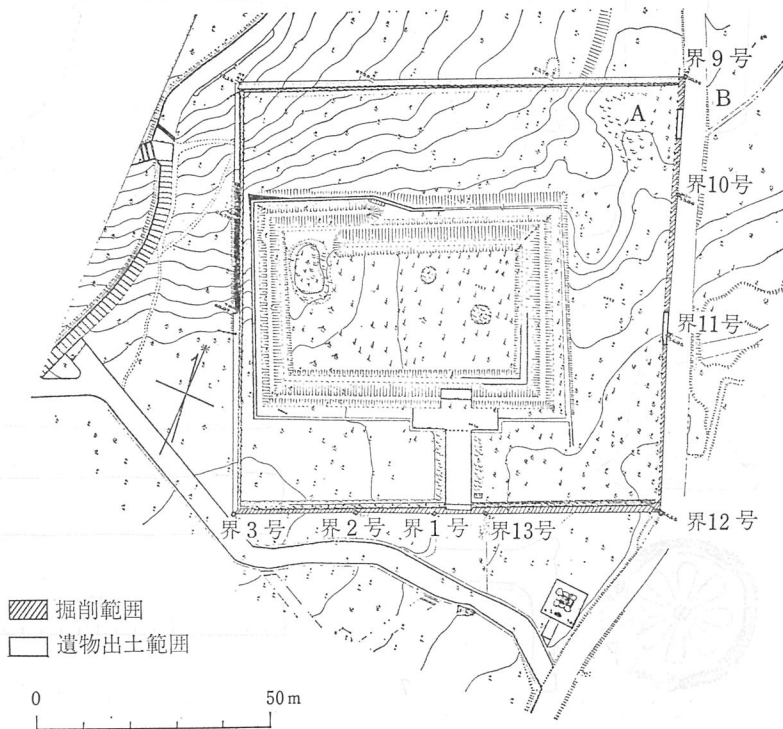
(舟瀬利昭・福尾正彦)

後嵯峨天皇以下三方火葬塚外構柵改修工事箇所の調査

後嵯峨天皇以下三方火葬塚の外構柵改修工事を行なうにあたり、昭和五十七年十一月十六日から五十八年一月二十九日までの施工期間中、立会調査を実施した。

工事箇所は、火葬塚境界線上の南側八七・三〇メートル(界一二号～界三号)と東側九一・八〇メートル(界九号～界一二号)の境界線上で、二メートル間隔に、長さ〇・六メートル、幅一メートル、深さ〇・六メートルの掘削が行なわれた。立会調査の結果、何等の遺構も検出されなかった。

掘削の結果によると、この箇所の地盤は岩盤からなる地山上に、瓦片を含む赤色土がのり、その上が表土となっている。南側の西半分と東側の北端寄りでは地山が露出している。また南側の東半分と東側の約南半分は地形的に地盤が低くなっているにもかかわらず、火葬地内は平坦である。道路を挟んで東側の天竜寺境内が極端に低くなっていることや掘削内において赤色土層が厚く、地山に至らない状況と考え合わせて、こ



第22図 後嵯峨天皇以下三方火葬塚立会調査箇所の位置 (1/400)

の赤色土が盛土であり、本火葬塚地の東南部は、この盛土によって整形されているものと考えられる(第22図)。

遺物は東側から瓦類一五点(第23図1・3・6・8)が出土し、境界